

認可外保育施設利用料補助金に係る 保育の必要性の認定について

令和7年4月1日
三木市教育・保育課

Ⅰ 保育の認定基準について

小学校入学前までの児童で、保護者（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	認定可能期間
① 就労等	（家庭外労働） 保護者が会社や店舗等、家庭外で仕事をしている （家庭内労働） 保護者が自営や内職、農業等、自宅で仕事をしている ※月４８時間以上の就労が必要です。	就労期間内
② 妊娠・出産	保護者が出産の前後である	出産予定月とその前後３カ月ずつ
③ 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がいなどがある	証明書などに記載されている通院および療養期間 ※期間の記載がない場合は、１～６カ月の間で判断します。
④ 介護・看護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤ 災害復旧	火災や、風水害、地震などの災害があり、住居を失ったり、または破損したりし、その復旧にあたっている	復旧完了まで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている	３カ月
⑦ 就学	保護者が就学（職業訓練を含む）している	就学期間内
⑧ 育児休業	育児休業開始前にすでに「就労」による保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	勤務先が証明する育児休業期間
⑨ その他	家庭状況等により、市長が必要と認めた場合	必要な期間

※次の場合は、「保育の認定基準」にはなりません。ご注意ください。

- ◎近所に友達がいない ◎集団生活になれさせたい
- ◎弟や妹の育児や日常の家事で忙しい など

2 保育が必要なことを証明する書類

保護者の状況に当てはまる分で必要な書類をご準備ください。

事由		内容
就労など	会社員・パート等	・就労証明書（雇用主の証明を受けてください。） ※給与明細が必要な場合は、別途依頼します。
	自営業	・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し
	自営手伝い	・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し（自営主にご依頼ください。） ・自営手伝い申告書（本人が記入してください。）
	内職	・内職証明書（内職紹介先の証明を受けてください。）
	農業（畜産業含む）	・農業証明書 ・事業主の直近の確定申告書の控の写し ※確定申告書の控の写しを提出できない場合は、地区の民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産（予定）		・出産予定のお子様の母子手帳の写し （保護者名と分娩予定日が分かるページ）
疾病・障がい		・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・診断書、入院・通院等が分かる書類や障害者手帳の写し
介護・看護など		・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・介護認定証、障害者手帳の写し ・診断書、入院・通院等、介護・看護の必要性が分かる書類の写し
災害復旧		・り災証明書の写し
求職活動中・勤務予定		・求職活動・起業予定・勤務予定申告書
就学中または就学予定		・就学状況申告書 ・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラム、就学予定の分かる書類
その他		申立書等、聞き取りにより必要書類を依頼します。